



山形県公報

平成23年4月1日(金)

号 外 (14)

目 次

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程…………… 2

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第3号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「及び主事（職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給についての認定及び確認並びに支給額の決定及び改定に関する事務を担当するものに限る。）」を「、主査及び主事に、「者」を「者（職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給についての認定及び確認並びに支給額の決定及び改定に関する事務を担当するものに限る。）」に改める。

第8条の表山形県立中央病院の項中「循環器内科」を「循環器内科、疼痛緩和内科」に改める。

第10条の表山形県立新庄病院の項中

教育研修部			を
-------	--	--	---

教育研修部		臨床研修係	に改め、
-------	--	-------	------

医療安全部			を
	総務課	庶務係、施設係	
	医事経営課	会計係、用度係、情報企画係、医事係	

医療安全部		院内感染防止対策係
医学資料部		
	総務課	庶務係、施設用度係
	医事経営課	会計係、情報企画係、 医事係

に改め、同表山形県立河北病院の項中

教育研修部		
-------	--	--

を

教育研修部		
医療安全部		

に改める。

第13条の表診断部の項中

第十一科	
------	--

を

第十一科	
がん相談支援科	

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第4号

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中

薬剤師	がん・生活習慣病センター薬剤師及び救命救急センター薬剤師
診療放射線主査	がん・生活習慣病センター診療放射線主査

を

薬剤師	がん・生活習慣病センター薬剤師及び救命救急センター薬剤師
診療放射線専門員	がん・生活習慣病センター診療放射線専門員及び救命救急センター診療放射線専門員
診療放射線主査	がん・生活習慣病センター診療放射線主査及び救命救急センター診療放射線主査

に改め、

臨床工学技士	がん・生活習慣病センター臨床工学技士及び救命救急センター臨床工学技士	を
臨床工学技士	がん・生活習慣病センター臨床工学技士及び救命救急センター臨床工学技士	に改め、
診療情報管理士	がん・生活習慣病センター診療情報管理士	
副主任技能員	がん・生活習慣病センター副主任技能員	を
行政技能員	がん・生活習慣病センター行政技能員	
副主任技能員	がん・生活習慣病センター副主任技能員	に改め、同表がん・生活習慣病センターの項中
診療放射線専門員	中央病院診療放射線専門員	
診療放射線専門員	中央病院診療放射線専門員及び救命救急センター診療放射線専門員	に改め、
診療放射線主査	中央病院診療放射線主査及び救命救急センター診療放射線主査	
栄養給食主査	中央病院栄養給食主査	を
栄養士	中央病院栄養士	
診療情報管理士	中央病院診療情報管理士	
診療情報管理士	中央病院診療情報管理士	に改め、同表救命救急センターの項中
栄養給食主査	中央病院栄養給食主査	
栄養士	中央病院栄養士	
主査	中央病院主査	を
主査	中央病院主査及びがん・生活習慣病センター主査	に改め、
診療放射線専門員	中央病院診療放射線専門員	を
診療放射線主査	がん・生活習慣病センター診療放射線主査	
診療放射線専門員	中央病院診療放射線専門員及びがん・生活習慣病センター診療放射線専門員	に改め、
診療放射線主査	中央病院診療放射線主査及びがん・生活習慣病センター診療放射線主査	
栄養給食主査	中央病院栄養給食主査	を
栄養士	中央病院栄養士及びがん・生活習慣病センター栄養士	
診療情報管理士	中央病院診療情報管理士	
診療情報管理士	中央病院診療情報管理士及びがん・生活習慣病センター診療情報管理士	に改め、
栄養給食主査	中央病院栄養給食主査	
栄養士	中央病院栄養士及びがん・生活習慣病センター栄養士	

行政技能員	中央病院行政技能員及びがん・生活習慣病センター 行政技能員	を
行政技能員	中央病院行政技能員	に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。